

【変更届】提出時チェックリスト

※別表第3「建築士事務所登録事項変更届書類一覧」を確認の上、事前に書類をフォルダ等に用意してください。

変更が生じた時点から2週間（所属建築士の変更にあつては3か月）以内に届出が必要です。

ただし、登記の関係で添付書類が遅くなる場合はその旨をご連絡ください。

- ・建築士事務所登録情報、所属建築士名簿、役員名簿はシステム入力です。
所属建築士名簿と役員名簿は「変更CSV取込」の手順を行うと、現況データを反映し活用していただけます。
「変更CSV取込」の手順を行わない場合は変更前・変更後ともに全員についてシステム入力をしていただく必要があります。

- ・変更事項1～9に合わせて該当する添付書類を用意し、「提出書類」のページでアップロードしてください。

変更事項		1. (開設者/個人) 氏名 2. (開設者/個人) 住所 3. (開設者/法人) 法人名称 4. (開設者/法人) 法人所在地 5. (開設者/法人) 役員の氏名及び役員		6. 建築士事務所名称 7. 建築士事務所所在地 8. 管理建築士 9. 所属建築士		該当番号を記載 【 】
1	個人	開設者氏名		システム入力		
2		開設者住所				
3	法人	法人名称		履歴事項全部証明または現在事項全部証明書		
4		法人所在地				
5		役員の氏名 及び役員	役員及び 役員名			
	役員氏名		①役員名簿（システム入力） ②履歴事項全部証明または現在事項全部証明書			
6	共通	建築士事務所名称		主要な写真(別記様式第2号)★		
7	個人	建築士事務所所在地		①附近見取り図（別記様式第1号）★ ②主要な写真（別記様式第2号）★		
	法人	建築士事務所所在地		①附近見取り図（別記様式第1号）★ ②主要な写真（別記様式第2号）★ ③履歴事項全部証明または現在事項全部証明書		
8	共通	管理建築士	管理建築士	①所属建築士名簿（システム入力） ②略歴書（開設者・管理建築士の両方） ③管理建築士講習修了証の写し（法第24条第2項） ④鳥根県知事指定講習受講証明書又は確約書（別記様式第4号）★ ⑤管理建築士の建築士免許証の写し★		
			管理建築士氏名	管理建築士の建築士免許証の写し★		
9	共通	所属建築士	建築士	①所属建築士名簿（システム入力） ②所属建築士の建築士免許証の写し（追加の方のみ）★		
			建築士氏名	所属建築士の建築士免許証の写し★		

- ・申請時の留意事項は、HPにてご確認ください。
- ・★マークは「その他の書類」として1つのZipフォルダ等にまとめてアップロードをお願いいたします。
- ・「管理建築士講習修了証」は定期講習や知事指定講習とは異なりますので、提出時は必ず名称をご確認ください。
- ・鳥根県知事指定講習とは「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」を指します。

■申請者記入欄■

登録番号			
事務所名称		提出日	
日中連絡の取れる 電話番号		担当者	
Email			

*****以下協会使用欄*****

	日付	備考	確認
到達日	/		
修正等	/		
完了日 (登録日)	/		
備考欄			